

事務事業名		地方公営企業法適用推進事業		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業																									
政策体系	政策名	自立した行政経営の確立		事業期間		予算科目																									
	施策名	健全な財政運営の推進		年度～		会計	款	項	目	事業																					
	基本事業名	効率的・効果的な財政運営				16	01	01	01	05																					
根拠法令		地方公営企業法				事務事業区分																									
所属	部課名	都市整備部簡易水道事業所		<input checked="" type="checkbox"/> 期間限定複数年度 【計画期間】 28 年度～ 31 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入					(A) 政策事業	B 施設整備																					
	課長名	千葉 洋一							(C) 施設管理	D 補助金等																					
	係名	簡易水道係	電話						0192-27-3111	E 一般(A～D以外)																					
	担当者	小松 伸也	内線						172																						
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)										全体計画(※期間限定複数年度のみ)																					
平成27年1月27日付け総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」により、地方公営企業法の財務規定等を適用していない公営企業については、平成27年度から31年度までの5年以内で、同法の全部又は一部(財務規定)を適用する公営企業会計へ移行するよう、強く求められている。 こうした状況の中、当市の簡易水道事業においては、「地方公営企業法を適用しない特別会計」で事業を運営しているところであるが、地方公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増しつつある中で、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に的確に取り組むためには、財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要であることから、平成32年4月の公営企業会計の適用に向け、次の事務事業を行うものである。										<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">総 投 入 量 (千 円)</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>54,100</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費計 (A)</td> <td>54,371</td> </tr> <tr> <td>正規職員従事人数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>延べ業務時間</td> <td>3,240</td> </tr> <tr> <td>人件費計 (B)</td> <td>12,960</td> </tr> <tr> <td>トータルコスト(A)+(B)</td> <td>67,331</td> </tr> </table>	総 投 入 量 (千 円)	国庫支出金		都道府県支出金		地方債	54,100	その他	271	一般財源		事業費計 (A)	54,371	正規職員従事人数	1	延べ業務時間	3,240	人件費計 (B)	12,960	トータルコスト(A)+(B)	67,331
総 投 入 量 (千 円)	国庫支出金																														
	都道府県支出金																														
	地方債	54,100																													
	その他	271																													
	一般財源																														
	事業費計 (A)	54,371																													
	正規職員従事人数	1																													
	延べ業務時間	3,240																													
	人件費計 (B)	12,960																													
	トータルコスト(A)+(B)	67,331																													

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

固定資産調査・評価業務

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

簡易水道事業財政計画作成

② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

簡易水道事業特別会計

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

公営企業会計を適用する。

④ 結果(基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか)

効率的・効果的な財政運営となる。

(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 簡易水道事業特別会計	会計
イ	
ウ	

(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 適用に必要な事務	件
キ	
ク	
サ 適用に必要な事務のうち完了した事務	件
シ	
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

事業費 投入量	年度 単位	年度					
		27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(目標)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)
財 源 内 訳	国庫支出金 千円						
	都道府県支出金 千円						
	地方債 千円		29,100	7,000	10,000	8,000	
	その他 千円		60	13	99	99	
	一般財源 千円						
	事業費計 (A) 千円	0	29,160	7,013	10,099	8,099	0
人 件 費	正規職員従事人数 人		1	1	1	1	
	延べ業務時間 時間		720	720	900	900	
	人件費計 (B) 千円	0	2,880	2,880	3,600	3,600	0
	トータルコスト(A)+(B) 千円	0	32,040	9,893	13,699	11,699	0
⑤活動指標	ア 会計		1	1	1	1	
	イ						
	ウ						
⑥対象指標	カ 件		9	9	9	9	
	キ						
	ク						
⑦成果指標	サ 件		1	2	5	9	
	シ						
	ス						

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

平成27年1月27日付け総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」により、当市においても計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に的確に取り組むためには公営企業会計の適用が必要であることから、平成27年度に「地方公営企業法適用の基本方針」を作成し、公営企業会計の適用に向けた取り組みを開始した。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

総務省において、公営企業会計の適用の全国的な取組状況調査結果を公表し、公営企業会計の適用を協力に推し進めている。
また、簡易水道事業の公営企業会計の適用について、当然に適用となる内容での地方公営企業法改正の検討が始まった。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

特になし。

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】	公営企業会計の適用は、財務諸表等を作成することで、自らの経営・資産等を正確に把握すること可能となり、効率的・効果的な財政運営につながる。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】	水道法において、水道事業の経営主体は、原則として市町村とされていることから妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】	認可上7つの簡易水道事業を有しているが、会計上は1つの会計で運営しており、対象の限定・追加はできない。
有効性評価	④ 成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】	<input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】	企業会計を適用し、水道事業と統合することで、スケールメリットが生じ、効率的・効果的な財政運営については、改善の余地はあるが、交付税の減額や上水道事業の負担増による料金増額改定が予想されるなど課題もあるため、一概に成果が向上するとは限らない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】	企業会計を適用しない場合、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が図られず、効率的・効果的な財政運営ができない。
効率性評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	業務委託を職員が行うことで事業費を削減できるが、現状は職員1名で対応していることから、委託せずに事業を進めることは困難であり、事業費を削減する余地はない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	職員1名で対応していることから、業務の多くは委託する予定で、業務時間をこれ以上削減することは困難である。
公平性評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】	簡易水道使用者から給水負担金及び水道料金を徴収しており、負担は適正である。
	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？			

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性

- ① 現状維持
2 改革改善(縮小・統合含む)
3 終了・廃止・休止
- 

(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

企業会計を適用し、上水道事業と統合することで、スケールメリットが生じ、効率的・効果的な財政運営については、改善の余地はあるが、交付税の減額や上水道事業の負担増による料金増額改定が予想されるなど課題もあるため、この統合は別途検討が必要である。

(2) 改革・改善による期待成果

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる結果について該当欄に「●」を記入する。
(終了・廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
向上	成績維持			
		●		×
低下		×	×	×



4 課長等意見

(1) 今後の方向性

- ① 現状維持
2 改革改善(縮小・統合含む)
3 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

国からの指導もあり、引き続き計画的に公営企業会計の導入を進めていく。